

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設に係る設置変更許可申請に関する事業者ヒアリング
2. 日時：令和4年2月9日（水）10時00分～11時10分
3. 場所：原子力規制庁16D会議室
※本ヒアリングは、テレビ会議にて実施
4. 出席者：
原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門
藤森安全管理調査官、伊藤主任安全審査官、島村主任安全審査官、上野管理官補佐、井上技術研究調査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所

バックエンド技術部 技術主席 他3名

保安管理部 マネージャー 他1名

安全・核セキュリティ統括部 安全・核セキュリティ推進室
マネージャー 他1名

5. 議事要旨

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、原子力科学研究所の原子炉施設（放射性廃棄物の廃棄施設等）の設置変更許可申請（令和3年12月10日付け）の内容について、資料に基づき説明があった。

○原子力規制庁より、以下の点を伝えた。

- ・試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下「許可基準規則」という。）第23条（保管廃棄施設）の適合性の説明において、保管廃棄施設のうち、第3廃棄物処理棟で製作するセメント固化体の搬入先となる廃棄物保管棟・Ⅰ、廃棄物保管棟・Ⅱ及び解体分別保管棟の合計の保管容量に関して示すこと。
- ・許可基準規則第24条（工場等周辺における直接ガンマ線等からの防護）の適合性の説明において、線量評価の条件設定として、セメント固化体に内包される放射エネルギーを過大に設定していることから、現実的な条件で再検討し、線量評価への影響を示すこと。

○原子力機構から、了解した旨の返答があった。

6. 配布資料

資料 論点管理表及び有資格者数の減少に伴う放射性廃棄物処理場への影響について